

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	公益社団・財団法人への寄附金控除の年末調整対象化 (国6)(所得税:外)  <b>【新設】延長・拡充</b>
2	要望の内容	寄附金控除に係る手続きについて、年末調整の対象とすること。
3	担当部局	大臣官房公益法人行政担当室
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久化
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠  《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 「新しい公共」によって支え合う社会の実現のためには、その担い手の一つである公益社団・財団法人による公益活動を促進する必要があり、公益活動の重要な原資である寄附を今まで以上に集めやすくするなどの制度的仕組みが必要である。 市民からの寄附を増やすことによって、「新しい公共」の担い手である公益社団・財団法人の財政基盤を強化し、その公益活動の活発化を図るという目的の達成のためにも、寄附金控除に係る手続きについて年末調整の対象とする必要がある。  《政策目的の根拠》 ・「日本再生戦略」(平成 23 年 7 月 31 日閣議決定) ・「新成長戦略」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定) ・「新しい公共」宣言(「新しい公共」円卓会議 平成 22 年 6 月 4 日) ・「市民公益税制 PT 中間報告書」(税制調査会市民公益税制 PT 平成 22 年 4 月 8 日)
		② 政策体系における政策目的の位置付け  <b>【政策】</b> 15. 公益法人制度改革等の推進 <b>【施策】</b> ①新しい公益法人制度への円滑な移行と適正な法人運営の確保
		③ 達成目標及び測定指標  《租税特別措置等により達成しようとする目標》 東日本大震災により多くの市民からの寄附が行われているところであるが、現在は寄附金控除を受けるためには給与所得者であっても確定申告を行うことが求められており、平成 23 年度税制改正により導入された寄附金税額控除制度の効果を最大化するためには、寄附金控除に係る手続きについて年末調整の対象とし、利便性を図る必要がある。 寄附金控除の年末調整対象化により、寄附者側の負担が軽減され、法人側では寄附が集まりやすくなるため双方にメリットが生じることとなる。 ただし、寄附金控除の年末調整対象化を実施する時には、源泉徴収義務者の負担には十分配慮する必要がある。

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》          特定非営利活動法人等に対する国民の自発的な寄附の流れを2020年までにGDP比5～10倍増(個人寄附:09年約1,000億円(GDP比0.02%)→6.5千億円～1兆3,000億円(GDP比0.1%～0.2%)とする(「新成長戦略」(別表)「成長戦略実行計画(工程表)P82」)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》          東日本大震災以降、公益社団・財団法人が復興支援活動をはじめとする公益活動を活発に実施しており、寄附金控除の手続きが年末調整で行われることになることで、法人の公益活動を支える寄附の増加が見込まれる。</p>
8	有効性等	①: 適用数等	寄附金控除の手続きが年末調整で行われるようになることにより、給与所得者からの寄附が増加し、公益社団・財団法人の財政基盤の整備及びその公益活動の活発化につながる。
		②: 減収額	▲0(百万円)
		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月)          公益社団・財団法人約5400法人(平成24年7月現在)</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月)          【法人】          公益社団・財団法人約5400法人(平成24年7月現在)          【個人】          平成22年度に寄附金控除の申告を行った者は約23万人</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月)          現行、寄附金控除を受けるためには、給与所得者であっても確定申告を求められる。税額控除導入による寄附のすそ野の拡がりの最大化に向けた取り組みに際し、利便性の観点から、寄附の拡がりの阻害要因の一つとなる可能性が生じる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》          —</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	寄附金控除の年末調整対象化によりサラリーマン等の給与所得者からの寄附が増加することが考えられることから、公益社団・財団法人の財政基盤の整備及び更なる公益活動の活発化につながる。

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	租税特別措置等以外に、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		<p>・平成 25 年度税制改正要望(特定非営利活動法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会 平成 24 年 7 月)</p> <p>「現在、寄附金控除を受けるためには、給与所得者(サラリーマン)であっても確定申告することが求められます。一般の給与所得者が確定申告を行うことは敷居が高くなっています。税額控除導入による、寄附のすそ野の拡がりを最大化するためには、同時に利便性の向上も不可欠です。」</p> <p>・平成 25 年度税制改正に関する要望について(平成 24 年 7 月 公益財団法人公益法人協会)</p> <p>「東日本大震災に係る義援金は、日本赤十字社と中央共同募金会に寄せられた分だけでも総額約 3,584 億円(平成 24 年 6 月 27 日現在)と報告されていますが、通常時の年間の個人寄附は宗教関連の寄附や政治献金を含めても年間約 4,874 億円と推計されており、欧米諸国と比べ依然として低調と言わざるを得ないのが実情です。この要因の一つとして、一般の人々が日常感覚で寄附することを後押しするような制度がないことが挙げられると思われます。その打開策の一つとして寄附金の年末調整の対象化が考えられます。</p> <p>現在、給与所得者が寄附金控除の申告を行うことができるのは確定申告の際のみとされています。しかるに、給与所得者で確定申告を行っているのは年収が 2,000 万円を超えるなどごく一部の人々に限られています。年収 2,000 万円以下の人々が寄附金控除制度の適用を受けるためには、わざわざそのために不慣れな確定申告を行わなければならない、これでは寄附はいつまでたっても身近なものとはなりえないと思われます。」</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 22 年 7 月